

# 音更町立鈴蘭小学校いじめ防止基本方針

音更町立鈴蘭小学校

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条から）

いじめとは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの認知（いじめの防止等のための基本的な指針第1の5から）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害等に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条から）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 4 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条から）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 5 いじめの防止等対策のための組織

- (1) 名称：音更町立鈴蘭小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭、指導部担当、養護教諭、学校運営協議会委員（1）、PTA役員（1）
- (3) 会議：4月（計画会議）、3月（反省会議）、その他必要に応じて開催する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次の通りとする。  
「生徒指導改善チーム」 校長、教頭、主幹教諭、指導部担当、当該学年主任、学級担任、養護教諭

## 6 いじめの発見と防止のための取組

- (1) いじめに関するアンケートの実施  
いじめの早期発見のために6月、11月にいじめに関するアンケートを実施する。その他、学年、学級の実態に応じたアンケート調査を実施する。
- (2) 教育相談体制の整備  
いじめに関するアンケートの実施後等、（必要に応じて個別面談等を計画的に実施する。いじめと認知した場合には、学年、指導部、管理職に報告する）
- (3) いじめは、「どこの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。
- (4) 児童観察による情報収集  
学級担任はもちろん、学年、ブロック、教科担任、TT担当教諭、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、即座に指導するとともに指導部に報告する。指導部は、その内容を勘案し、管理職に報告と相談を行う。
- (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

- (6) 児童会主体によるいじめ防止プロジェクトの展開、推進。  
いじめ防止テーマやいじめ防止強化月間の設定、いじめ防止会議等、児童の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (7) ハイパーQU アンケートの組織的活用（3年生・5年生）。
- (8) 関係機関との連携  
町教育委員会、場合によっては、児童相談所、帯広警察署等との連携も視野に入れる。

## 7 いじめの発見後の適切な対応

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して、町教育委員会に報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
  - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ ・ 対応策の検討 ・ 教職員の意思形成、調整
  - ・ スピード感を持った事実確認と情報の整理
- (3) 組織として立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
  - ・ 被害児童への面談 ・ 加害児童への指導 ・ 事実を認識していた児童への指導
  - ・ 被害、加害児童の保護者への説明と協力依頼 ・ 教育相談体制の強化
  - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取り組み（各領域との連携）
- (4) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (5) 報道機関への対応は校長を窓口として一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。町教育委員会と連携して対応にあたる。
- (6) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、町教育委員会並びに所轄警察署と連携して対応する。
- (7) 報道機関への対応は校長を窓口として一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

## 8 いじめ防止を図った研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「実態交流会議」を定期的(5月・12月・2月)に開催する。
- (2) 研修講座等、各種研修会に積極的に参加し、研修内容の還流に努める。
- (3) 指導力向上を図った児童理解を深める情報提供の機会を充実させる。

## 9 全領域における指導の充実

- (1) 各教科  
それぞれの教科においては、生徒指導の機能（共感的人間関係、自己有用感、自己肯定感、自己決定など）を生かした実践を基盤に、言語活動や各種授業形態による活動を通して他と適切に関わる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取り、温床の場とならぬように努める。
- (2) 特別の教科 道徳  
道徳科では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追究することで教師と児童、児童同士の共感的な人間関係を深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。
- (3) 特別活動  
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図るとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養わせる。
- (4) 総合的な学習の時間  
横断的・総合的な学習や探求的な学習活動を通して、学び方やものの考え方を身に付け、主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育み、自己の生き方を考えることができるようにさせる。

## 10 いじめ対策の検証

スピード感のある対応が求められることから、個々の事例について速やかに反省・検証し、組織及び個としての取組の改善を図る。（指導部担当）

## 11 保護者・地域への啓発・情報提供

このいじめ基本方針は、保護者・地域へ公開するとともに、必要に応じて状況説明等を行う機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

## 12 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① 次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。(いじめ防止対策推進法 第28条)
- ・いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態への対処

- ① 重大事態と思われる事案が発生したときは直ちに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議し、調査組織を設置する。必要に応じ専門家を加えるなどの方法により対処する。
- ③ 調査実施前に、被害児童・保護者、加害児童・保護者に対し、調査の目的や調査主体、調査時期・期間等について適切に説明する。その際、個人情報保護条例に従って調査することも併せて説明する。
- ④ 調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報は、被害児童・保護者に提供する。
- ⑤ 調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会に報告し、特段の支障がなければ公表する。

## 13 いじめ対策年間計画

4月	いじめ対策についての保護者説明(参観日・PTA総会)、いじめ対策委員会の開催
5月	実態交流会議
6月	いじめに関するアンケートの実施、ハイパーQUの実施(3~6年)、個人面談の実施
7月	学校評価(自己評価の実施) 学校運営協議会
9月	いじめ防止標語コンクールの実施
10月	いじめの防止指導強化月間(いじめ防止標語コンクール、児童会活動、学級指導等)
11月	いじめに関するアンケートの実施、ハイパーQUの実施(3~6年)、個人面談の実施
12月	学校評価(自己評価、保護者・児童アンケートの実施)、実態交流会議 学校運営協議会
1月	保護者アンケート集計結果説明
2月	いじめ対策委員会、実態交流会議、学校評価公表(自己評価、児童・保護者アンケート)
3月	学校運営協議会

平成26年3月策定  
平成29年4月改定  
平成30年4月改定  
平成31年4月改定  
令和2年4月改定  
令和3年4月改定  
令和4年7月改定